

## 一般社団法人日本循環器学会 四国支部運営内規

### (総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会 支部規程を四国支部（以下「本支部」という。）において運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

### (支部事務局)

第2条 本支部の事務局は当分の間、高知大学医学部老年病・循環器内科学内に置く。

### (支部長)

第3条 2年毎に行われる理事選出選挙の後、第6条2項に沿い支部長を決定するが、支部長の任期開始日は理事就任開始日とする。

- 2 支部規程第6条の4項に沿い、支部長の任期は2年とし再任を妨げない。
- 3 支部長は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

### (副支部長)

第4条 本支部に副支部長1ないし2名を置く。

- 2 副支部長は支部長が社員から推薦し、支部社員総会で選任する。
- 3 副支部長は支部長を補佐し、支部の統括・運営にあたる。
- 4 副支部長は支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 副支部長の任期は支部長の任期に準じ、再任を妨げない。
- 6 副支部長は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

### (支部役員)

第5条 支部役員は、支部規程第7条1項に沿い、支部所属理事の他、本支部に所属する社員が就任する。その他にも支部役員として必要な人物がいる場合は、支部長が推薦する。

- 2 期中において社員の交代があった場合は支部役員も変更となるが、就任期間は前任者を引継ぐこととする。
- 3 支部役員は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

### (支部監事)

第6条 支部規程第8条1項に定める支部監事の定数は、本支部においては1ないし2名とする。

- 2 支部規程第8条2項に定める支部監事の選出について、本支部においては、支部業務に精通している者を1名、支部運営から独立性をもった者を1名、支部長が候補者を会員から選出することとする。なお独立性を鑑み、支部役員、支部幹事との兼務は不可とする。
- 3 支部監事は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

### (支部幹事)

第7条 支部規程第9条に定める支部幹事は、本支部においては支部事務局担当幹事1名、JCS-ITC担当幹事1名、禁煙推進担当幹事1名とし、副支部長、支部役員、支部評議員との兼務も可能とする。

- 2 支部幹事は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。
- 3 支部事務局担当幹事ならびに JCS-ITC 担当幹事は、それぞれの業務における月度毎の収支状況をモニタリングし、予算進捗確認を行わなければならない。予算に対し収支悪化の場合は、対策を検討し支部長へ報告すること。また収支改善の場合は、その資金活用方法について検討し副支部長に相談し、重要性に応じて支部長へ報告することとする。
- 4 JCS-ITC 担当幹事は、本支部所属の会員かつ JCS-ITC ファカルティの有資格者の中から選出することとする。
- 5 支部幹事は、それぞれの業務において投資（JCS-ITC 講習会用のマネキン、事務局運営用のパソコン等）が必要な場合は、事業計画、予算において明確化し、支部役員会・支部社員総会において発言し、承認を得なければならない。

#### （支部評議員）

第8条 支部規程第10条に定める支部評議員は、支部役員2名の推薦により選出し、支部役員会及び支部社員総会において承認する。

- 2 候補者は、各地方会開催予定日より15日以前に所定の用紙を用いた履歴書、業績書及び支部役員2名が署名・捺印した推薦書を、地方会会長を経て支部役員会に提出する。
- 3 支部評議員の被推薦資格は、以下の3項をすべて満たすこととする。
  - 1) 63歳以下で7年以上日本循環器学会であること。
  - 2) 講師又は医長以上及びこれに準ずる者。または女性医師にあつては四国女性医師の会委員経験者であること。
  - 3) 日本循環器学会学術集会または地方会において、過去5年間に3演題以上発表していること（共同演者でよい）。ただし基礎研究者については別途考慮する。
- 4 支部評議委員会に正当な理由なく3回連続して欠席した者、退会した者、四国地区から移動した者は、支部評議員の資格を喪失する。ただし、中国・四国地区間の移動に限り、資格の継続を認めることとする。

#### （地方会会長）

第9条 地方会会長は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

- 2 地方会会長は、「医学系研究の利益相反に関する共通指針の細則」に定められた様式の利益相反の自己申告書（就任時の前年から過去3年間）を支部長経由で本会へ提出しなければならない。
- 3 地方会会長は、地方会開催日程の決定を行う。
- 4 地方会の主題および演題の選定および採択は、会長が裁量する。
- 5 地方会実施にあたり、会長の推薦にて事務局長を任命してよい。事務局長は、会長からの指示に基づき、地方会運営を補助することとする。

#### （支部功労会員）

第10条 支部規程第4条2項に定める支部名誉会員は、本支部においては功労会員と称し、四国地区単独の支部社員総会において選任する。

- 2 支部功労会員の被推薦資格は、支部社員総会開催年度において年齢65歳に達した評議員で、継続して日本循環器学会会員であることとする。

- 3 支部功労会員は、支部評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 支部功労会員は、永年資格とする。

(支部役員会、支部社員総会)

第 11 条 支部規程第 12 条に定める支部役員会は、本支部所属の社員が全て含まれるため、支部規程第 13 条の支部社員総会と同時開催することとする。

(支部事務局業務)

第 12 条 支部規程第 15 条における支部事務局業務は、事務局担当幹事を補佐し、円滑に業務を遂行することを目的として、本業務に従事する人員を支部役員会の承認のもと採用しても構わない。雇用条件の変更がある場合は、支部役員会での承認を必要とする。

(地方会)

- 第 13 条 支部規程第 16 条 1 項に定める地方会について、本支部は原則として毎年 2 回地方会を開催する。うち 1 回は中国支部との合同開催とし、その会長は交互に務めるものとする。
- 2 地方会の名称は、第〇〇回日本循環器学会四国地方会とし、中国との合同開催の場合は第△△回日本循環器学会中国・四国合同地方会とする。
  - 3 前条に定める支部役員会・支部社員総会は、四国地方会の際に開催することとし、中国・四国合同地方会においては開催しない。
  - 4 中国・四国合同地方会における支部評議員会は、中国支部長ならびに四国支部長の合意のもと、両名が各支部に対して招集し、揃って議長を務める。
  - 5 地方会運営に関するその他の事項は地方会運営要領に定めることとする。

(JCS-ITC 講習会)

- 第 14 条 支部規程第 17 条 1 項に定める JCS-ITC 講習会について、本支部は JCS-ITC 担当幹事との協議により高知事務局において事務業務(受講者への連絡、受講料受付・謝金や立替金の精算 等)、支部事務局において会計入力業務を行う。
- 2 JCS-ITC 講習会の事務業務については JCS-ITC 講習会事務要領に定めることとする。

(ダイバーシティ委員会)

- 第 15 条 ダイバーシティ委員会と連携して四国支部での循環器に関わる医療従事者の活動を支援する。
- 2 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。委員長の任期は 4 年とする。
  - 3 委員は、支部役員が会員から各県若干名ずつ推薦し、支部役員会において選任する。
  - 4 ダイバーシティ委員会は四国地方会と同時に、年 1 回開催する。
  - 5 ダイバーシティ委員会は四国地方会、隔年で中国・四国合同地方会でのダイバーシティセミナーを開催する。
  - 6 循環器に関わる医療従事者の活動のあり方などについて協議する。
  - 7 地方会会長の求めに応じて地方会の運営についての諮問を行う。
  - 8 委員の任期は一般社団法人日本循環器学会代議員の任期と同じとし、再任を妨げない。

(若手委員会)

第16条 若手委員会と連携して四国支部での若手医療従事者の活動を支援する。

- 2 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。委員長の任期は2年とし、再任は認めない。
- 3 委員は、就任時40歳までの医師とする。支部役員が会員から各県男女を含め若干名推薦し、支部長が委嘱する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 若手委員会は四国地方会と同時に、年1回開催する。
- 5 若手委員会は四国地方会、隔年で中国・四国合同地方会での若手医師教育セミナーを開催する。
- 6 若手医療従事者の活動のあり方などについて協議する。
- 7 地方会会長の求めに応じて地方会の運営についての諮問を行う。

附則

- 1) この内規は、平成27年12月1日から試行期間とし、平成28年4月1日から完全実施とする。
- 2) この内規改正は、支部役員会において審議し、決定する。
- 3) この要領は、令和3年4月1日から完全実施とする。改正、令和2年12月12日
- 4) この要領は、令和4年4月1日から完全実施とする。改正、令和3年12月4日
- 5) この要領は、令和5年12月2日改正、完全実施とする。